住所　さいたま市北区宮原町３丁目136番地１
王連品　昭和53年２月28日生
住所　横浜市中区末吉町２丁目26番地７
崔順姫　昭和55年６月６日生
住所　大阪市西区靱本町２丁目７番７―601号
路娟娟　昭和57年１月24日生
住所　大阪府枚方市長尾元町３丁目24番１―23号
張徹蕾　昭和53年９月４日生
住所　千葉県柏市篠籠田1398番地137
李燁　昭和53年11月７日生
住所　東京都墨田区横川３丁目11番16―501号
馬力　昭和59年12月26日生
住所　東京都江東区亀戸２丁目38番９―1005号
吳玲　昭和57年１月31日生
住所　東京都江東区豊洲３丁目４番１―1212号
班班　昭和56年８月22日生
住所　千葉市中央区新町15番地13
スバルナ・マッラ　昭和47年２月20日生
ニルマラ・マッラ　昭和47年１月12日生
住所　京都市下京区五条通西洞院西入平屋町414番地
王茉茜　昭和53年11月11日生
住所　埼玉県川口市芝園町３番４―416号
姜海燕　昭和57年６月７日生
住所　さいたま市大宮区桜木町２丁目335番地４
陳超宏　昭和53年７月３日生
周艷　昭和57年10月２日生
陳留璃　平成21年５月14日生
住所　埼玉県川口市芝園町３番３―204号
陳暁燕　昭和58年５月４日生
住所　埼玉県蕨市蕨生３丁目３番50号
張琪　昭和49年８月25日生

○外務省告示第二百三号

平成二十四年五月十五日にアブジャで、太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がナイジェリア連邦共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　九億八千万円
3　贈与の供与期限　平成二十五年五月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　庄司隆一在ナイジェリア大使
ナイジェリア側　ダリウス・ディクソン・イシャク電力国務大臣

平成二十四年六月七日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二百四号

平成二十四年五月十七日にアクラで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がガーナ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　一億千四百万円
3　贈与の供与期限　平成二十九年十二月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　二階尚人在ガーナ大使
ガーナ側　アルハジ・ムハマド・ムムニ外務・地域統合大臣

平成二十四年六月七日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二百五号

平成二十四年五月十七日にアクラで、アッパーウエスト州地域保健施設整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がガーナ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　アッパーウエスト州地域保健施設整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　九億八千九百万円
3　贈与の供与期限　平成二十五年五月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　二階尚人在ガーナ大使
ガーナ側　アルハジ・ムハマド・ムムニ外務・地域統合大臣

平成二十四年六月七日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二百六号

平成二十四年五月二十五日にコロンボで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　二億千百万円
3　贈与の供与期限　平成二十九年十二月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　粗信仁在スリランカ大使
スリランカ側　P・B・ジャヤスンドラ財務・計画省次官

平成二十四年六月七日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二百七号

平成二十四年五月二十二日にナイロビで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がケニア共和国政府との間に行われた。

平成二十四年六月七日

外務大臣　玄葉光一郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ケニア共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とケニア共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　二百七十六億九千百万円（二七、六九一、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、モンバサ港周辺道路開発計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ケニア共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、ケニア共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　利子率は、年一・二パーセントとする。ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後十年とする。

(d)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(2)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、ケニアの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ケニア共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　ケニア共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してケニア共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためケニア共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　ケニア共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してケニア共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してケニア共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してケニア共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金